

5 税金

市税には、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税などがあります。

個人市民税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

1月1日現在、6市町村に住所のある人で前年に所得のあった人や、6市町村に事務所・事業所・家屋敷のある個人に課税されます。税率は6市町村とも合併前と変更はありません。市民税と県民税をいっしょに納めていただくことになっています。

区 分	市 民 税			県 民 税		
均等割の税率	3,000円			1,000円		
所得割の税率	課税所得金額区分	税率	控除額	課税所得金額区分	税率	控除額
	200万円以下	3%	0円	700万円以下	2%	0円
	200万円を超え 700万円以下	8%	100,000円	700万円を超える金額	3%	70,000円
	700万円を超える金額	10%	240,000円			

法人市民税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

市内（6市町村内）に事務所や事業所のある法人等に課税されます。平成22年度までに限り、旧市町村の区域ごとに今までの税率を適用します。平成23年4月1日以降に決算を迎える申告からは新市の税率に統一されます。

平成22年度までの税率

区 分 \ 区 域	旧渋川市	旧伊香保町	旧小野上村	旧子持村	旧赤城村	旧北橋村
均 等 割	制限税率	制限税率	標準税率	制限税率	標準税率	標準税率
法人税割	14.7%	14.0%	14.5%	14.7%	12.3%	12.3%

平成23年度以降の税率

区 分 \ 区 域	新市全域
均 等 割	制限税率
法人税割	制限税率（14.7%）

各法人あてに税率などを詳しく説明したパンフレットをお送りします。税率の異なる区域に事業所をもつ場合の計算方法などはパンフレットでご確認ください。

固定資産税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

1月1日に土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。税率は6市町村とも今までどおりです。平成18年度分に限り、6市町村の資産ごとに納税通知書を作成しますので、複数の市町村に資産がある場合は、複数の納税通知書が送付されます。

税 率	1.4% (標準税率)
-----	-------------

都市計画税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、都市計画区域のうち、市が定めた区域内に所在する土地、家屋の所有者に課税されます。税率は、平成22年度まで現行の税率を採用し、それ以降の税率は新市で決定します。

都市計画税は、固定資産税にあわせて課税され、課税標準額は原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。



平成22年度までの税率

区 域	旧渋川市	旧伊香保町
税 率	0.3%	0.2%

軽自動車税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

4月1日現在で原動機付自転車や軽自動車を所有している人に課税されます。合併後の税率は6市町村とも合併前と変わりません。

種 別		税率(年額)	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	
	50cc超 90cc以下	1,200円	
	90cc超 125cc以下	1,600円	
	ミニカー	2,500円	
軽自動車	二輪車	2,400円	
	三輪車	3,100円	
	四輪車	乗用 営業用	5,500円
		乗用 自家用	7,200円
	貨物	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
雪上車	2,400円		
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	
	その他	4,700円	
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	

ナンバーは？

現在使用している6市町村が交付したバイクやトラクターなどのナンバープレートは、合併後も引き続き使用できます。

国民健康保険税

本 庁：税務課
総合支所：総務課

国民健康保険に加入している方の世帯の世帯主に課税されます。合併時は、旧市町村ごとの税率で課税されますが、3年以内に税率を統一します。

区域	医療分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
旧渋川市	8.4%	27.0%	22,000円	21,500円	1.7%	6.1%	6,000円	4,000円
旧伊香保町	7.6%	36.0%	16,800円	22,800円	0.8%	3.0%	6,000円	3,600円
旧小野上村	5.5%	55.0%	15,000円	18,000円	0.4%	4.0%	6,000円	4,000円
旧子持村	6.2%	55.0%	15,400円	23,400円	0.6%	4.0%	8,000円	3,500円
旧赤城村	7.2%	51.0%	18,000円	23,000円	0.7%	5.0%	5,000円	5,000円
旧北橋村	6.9%	49.0%	22,000円	26,000円	0.87%	4.0%	7,200円	5,600円

所得割 - 加入者の総所得金額から33万円（基礎控除）を控除した額の合計額に、所得割を乗じて得た額が所得割額です。

資産割 - 固定資産税額（土地と家屋の分）の合計額に、資産割を乗じて得た額が資産割額です。

均等割 - 加入者の人数に、均等割の額を乗じて得た額が医療分の均等割額です。

平等割 - 1世帯あたりの額です。



税に関する証明

本 庁：税務課・納税課
総合支所：総務課

種 類	手数料	必要なもの
所得証明書	1件 300円	印鑑 (本人または同居の親族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。)
納税証明書	1件 300円	
固定資産に関する証明	1件 300円	
固定資産課税台帳の閲覧	1回 300円	
地積図・公図の写し	1枚 300円	印鑑
住宅用家屋証明	1件 1,300円	

車検に使用する軽自動車税納税証明書の再交付は無料です。